

【重要】緊急事態宣言発令に伴う本校の対応について

政府の緊急事態宣言発令に関し、国や東京都、足立区では、基本的に「学校教育は継続する」対応をとります。学校においては、宣言発令期間中、これまで以上に感染防止を徹底した上で、教育活動をおこないます。また、下記の通り一部活動の制限と、家庭における感染対策の依頼について、足立区教育委員会から指示が出ておりますのでお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

I 学校における対策（※は、今回新規に追加された事項や、前回の緊急事態宣言時にも実施された事項）

- (1) 引き続き、「欠席連絡フォームの活用」「健康チェック表による体調管理」を実施します。
 - ・欠席連絡は、必ず午前8時までにご確認ください。電話連絡も可能ですが、教職員が児童の健康状況の確認に対応しているため、できるだけ連絡フォームでお知らせください。
 - ・健康チェック表の記載に不備がある場合は、保護者の方に連絡が取れるまで、児童を教室に入れません。保護者の皆様は、学校からの連絡に対応できるようにしておいてください。
 - ・児童に少しでも普段と違う体調不良症状がある場合は、登校の自粛をお願いします。
 - ・「PCR検査を受けた」「濃厚接触者に指定された」「新型コロナウイルスの感染が判明した」場合は、速やかに学校に連絡してください。
- (2) 児童が一堂に会する場を設けません。朝会・集会等はビデオ会議システム（zoom）で実施します。
- ※ (3) 宣言期間中、クラブ・委員会活動、校外活動は実施しません。宣言解除後に振替を検討します。
- ※ (4) 音楽では、合唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等を用いた演奏を宣言期間中は行いません。
- ※ (5) 体育では、身体接触が伴う活動を行いません。児童相互の距離を保ちながら活動します。
- ※ (6) 家庭科では、調理実習を行いません。家庭学習による提出や宣言解除後の振替を検討します。
- ※ (7) その他の授業でも、グループによる活動、児童同士が対面する活動は行いません。
- ※ (8) 放課後学習は、宣言期間中に行いません。
- ※ (9) 保健室の利用は、体調不良やケガの児童に限定します。その他の理由による対応が必要な場合は、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。
- ※ (10) 消毒用アルコール、ハンドクリーム、カイロ等を校内に持ち込む場合は、必ず連絡帳で事前にお知らせください。なお、カイロは衛生上、落とし物等を防ぐために貼付する物に限定します。
 - ・これらの持ち物にも、必ず記名をしてください。
- (11) その他、これまでの感染防止対策を徹底します。
- ※ (12) 緊急事態宣言中の保護者の皆様の来校を原則停止します。当初予定していた書初め展、道徳授業地区公開講座、個人面談については実施しません。
 - ・来校の必要が生じた場合は、あらかじめ電話等でご連絡ください。また、検温等による体調確認をお願いします。

2 ご家庭での感染予防についてお願い

- (1) 3密の回避、正しい手洗い、十分な換気、咳エチケット（マスクの着用）、手が触れる場所などの消毒等を徹底してください。
- (2) 毎朝検温、健康観察を実施し、家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養させてください。
- (3) タオルなどを共用しないようにしてください。
- (4) 20時以降の不要不急の外出は避けてください。
- (5) 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームをお願いします。
- (6) 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限としてください。
- (7) 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてください。
- (8) 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底してください。

3 その他

- (1) 児童の心のケアを図るため、スクールカウンセラーの活用を推進します。
- (2) 感染者や濃厚接触者等への偏見や差別の防止を徹底します。
- (3) 上記内容は、本日現在のものですので、今後の情勢により変更することもあります。

<問い合わせ先>

足立区立西新井小学校

副校長 鯉沼 哲

(電話 03-3890-5591)